

ほの国こどもパスポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ほの国こどもパスポート事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村（以下「東三河地域」という。）の子どもたちを対象として、東三河地域における公の施設の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）を免除すること及び協力事業者から特典の提供を受けることにより、東三河地域のさらなる住民交流を促進し地域の活性化を図るとともに、子どもたちの健全な育成及び豊かな人間性を培うこととする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学齢児童　満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで（満12歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）まで）の者をいう。

(2) 学齢生徒　小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者をいう。

(3) 協力事業者　本事業の趣旨に賛同し、自らの負担により、ほの国こどもパスポート（様式第1）（以下「パスポート」という。）

の提示者に対して、特典（次号で定義）を提供する東三河地域内の店舗及び施設をいう。

（4）特典 協力事業者が任意に設定する割引、ポイント付与、商品又はサービスの提供その他の優遇措置をいう。

（対象者）

第4条 本事業の対象とする者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

（1）東三河地域内の小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒

（2）豊橋朝鮮初級学校に在学する学齢児童並びにカンティーニヨ及び伯人学校イーエーエス豊橋に在学する学齢児童又は学齢生徒

（3）東三河地域内に居住し、東三河地域外の小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒

（4）前各号に掲げる者のほか東三河地域内に居住する学齢児童又は学齢生徒

（5）その他東三河広域連合長（以下「広域連合長」という。）が認める者

（免除対象施設等）

第5条 本事業の対象者について公の施設の使用料等の免除の対象とする施設及び使用料等は別表第1に掲げるとおりとする。

2 本事業において使用料等を免除する日は、それぞれの公の施設が定める閉館日を除く全日とする。

（ほの国こどもパスポートカードの交付）

第6条 第4条に掲げる対象者であることを証明するため、当該対象者に対し、パスポートを交付する。

（学校長への事務の委嘱）

第7条 広域連合長は、第4条第1号又は第2号に掲げる対象者（以下「第1号対象者等」という。）が在学する学校の学校長に対して、次条

から第10条までに掲げるパスポートの交付、再交付及び回収に係る事務を委嘱するものとする。

(パスポートの交付)

第8条 学校長は、第1号対象者等をとりまとめ、パスポートを交付するものとする。

2 第4条第3号から第5号までに掲げる対象者（以下「第3号対象者等」という。）は、パスポートの交付を受けようとするときは、パスポート交付申請書（様式第2）を広域連合長に提出しなければならない。

3 広域連合長は、前項の申請を受けたときは、身分証明書等により第3号対象者等であることを確認の上、パスポートを交付するものとする。

(パスポートの再交付)

第9条 パスポートを紛失、汚損等したことにより再交付を受けようとするときは、第1号対象者等にあっては当該対象者等が在学する学校の学校長にパスポート再交付申請書（様式第3）を、第3号対象者等にあっては広域連合長にパスポート再交付申請書（様式第4）を提出しなければならない。

2 学校長又は広域連合長は、前項の申請を受けたときは、その理由を確認の上、パスポートを再交付するものとする。

(パスポートの回収)

第10条 対象者が転校、転出により対象者でなくなる場合は、第1号対象者等にあっては当該対象者等が在学する学校の学校長が、第3号対象者等にあっては広域連合長がパスポートを回収するものとする。

(有効期間)

第11条 パスポートの有効期間は、パスポートに記載した期間とする。

(適正使用等)

第12条 対象者は、交付を受けたパスポートを適正に管理し、及び使用

しなければならない。この場合において、当該パスポートを他人に貸与してはならない。

(利用状況の把握)

第13条 広域連合長は、本事業の利用状況を把握するため、別表第1に掲げる公の施設の長に、ほの国こどもパスポート事業実績書（様式第5）の作成及び提出を求めるものとする。

2 広域連合長は、協力事業者に対し、特典の提供状況等について、可能な範囲で報告への協力を依頼することができる。

3 広域連合長は、第1項の事業実績書及び前項の報告に基づき、本事業の効果を検証し、制度の改善に努めるものとする。

(協力事業者の役割)

第14条 協力事業者は、対象者が安心して利用できる環境の整備に努めるほか、本事業の周知及び普及に協力するものとする。

2 協力事業者は、特典の内容その他の取組において、子どもの健全な成長に配慮し、社会的信頼を損なうことのないように努めるものとする。

(協力事業者の登録等)

第15条 協力事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 愛知県又は東三河のいずれかの市町村との間で、物品購入、業務委託、工事請負等の契約又は事業協定・提携・協力等の実績を有する者

(2) こども、家族連れの集客を目的とする者及び地域内交流を目的とする者

2 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、前項各号のいずれかに該当しない場合であっても、本事業の趣旨に照らして特に適当と認める者を協力事業者として登録することができる。

3 本事業に協力しようとする事業者は、店舗及び施設ごとに「ほの国

「こどもパスポート協力事業者登録申込書」（様式第6）を広域連合長に提出するものとする。

4 広域連合長は、前項の規定による申込みを受けたときは、その内容を確認し、適当と認める場合は協力事業者として登録し、「ほの国こどもパスポート協力事業者登録決定通知書」（様式第7）により通知するとともに、「協力事業者認定書」（様式第8）を交付するものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、協力事業者として登録することができない。

（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者

（2）宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はその関係者

（4）公序良俗に反するおそれがある者

（5）その他広域連合長が本事業の趣旨にそぐわないと認める者

6 協力事業者は、登録内容を変更又は協力を廃止しようとするときは、「ほの国こどもパスポート協力事業者登録内容変更・廃止申請書」（様式第9）により、変更又は廃止の日の1か月前までに広域連合長に申請しなければならない。

7 広域連合長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を確認のうえ、「ほの国こどもパスポート協力事業者登録内容変更・廃止承認通知書」（様式第10）により通知するものとする。

8 協力事業者は、交付を受けた「協力事業者認定書」を、利用者が容易に確認できる位置に掲示するよう努めなければならない。

9 広域連合長は、協力事業者が前各項の規定に違反したとき、又は特典の内容その他の運営が本事業の趣旨に著しく反すると認めるとときは、

当該登録を取り消すことができる。

10 広域連合長は、登録した協力事業者の名称、所在地及び特典内容を公表し、利用者への周知に努めるものとする。

(雜則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月7日から施行する。